

## 庄川サケ増殖調査 施設利用料返金規則

1 庄川サケ増殖調査（釣獲調査、以下「調査」という。）の施設利用料について、調査員の調査参加確定通知後に、事情により調査に参加しなかった場合（以下「不参加」という。）、庄川沿岸漁業協同組合連合会（以下「庄川漁連」という。）は、その状況に応じて、施設利用料を返金するものとする。

2 施設利用料返金額は、次の表のとおりとする。

	券種別	施設利用料返金額
庄川漁連により中止の判断をした場合	個人一日券	全額返金※
	個人二日連続券	全額返金※
個人の理由により調査に参加できない場合	個人一日券	0円
	個人二日連続券	0円

※施設利用料の返金については、振込手数料を差し引いた額の返金となりますので、ご注意ください。

3 調査員は、個人の理由により調査に参加できない場合、速やかに、フィッシュパスへ連絡し、不参加の意思を表明しなくてはならない。

調査日まで（調査日当日を含む）に、フィッシュパスへ不参加の連絡が無く、不参加の場合、次年度以降の調査員応募を無効とし、調査員たる資格を付与しないこととする。

4 庄川漁連により中止の判断をした場合は、施設利用料を全額返金となるが、個人二日連続券の場合は、一日のみの中止の場合、個人二日連続券の施設利用料の半額の返金となる。

5 施設利用料の返金については、フィッシュパス口座からの振り込みとし、振込手数料を差し引いた額を返金するものとする。

6 予約、支払い完了後は、取り消し、変更はできないため、同意の上、予約するものとする。